

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月14日

京都市長 門川 大作

京都市規則第25号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表産業観光局の款中

「

クリエイティブ産業振興室	クリエイティブ産業企画課長 伝統産業課長 コンテンツ産業振興課長	企画係長 染織係長 工芸係長 コンテンツ産業振興係長
--------------	----------------------------------	----------------------------

を

」

「

クリエイティブ産業振興室	クリエイティブ産業企画課長 伝統産業課長 コンテンツ産業振興課長	企画係長 染織係長 工芸係長 コンテンツ産業振興係長
地域企業支援策活用推進室	地域企業支援策活用推進課長	

に改める。

」

第11条地域企業イノベーション推進室の款第3号に次のただし書を加える。

ただし、地域企業支援策活用推進室の所管に属するものを除く。

第11条クリエイティブ産業振興室の款の次に次の1款を加える。

地域企業支援策活用推進室

- (1) 中小企業等支援策活用サポートセンターに関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業に対する施策の活用に関する総合的な相談支援に関すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業に対する施策に関する総合的な広報に関すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業に対する施策（局が実施するものに限る。）の実施の支援に関すること。

附 則

この規則は、令和2年7月15日から施行する。

(行財政局人事部人事課)